

## 世田谷区立厚生会館条例を廃止する条例について

### (付議の要旨)

老朽化の進む区立厚生会館について、指定管理期間が終了する平成26年度末に機能を廃止することに伴い、世田谷区立厚生会館条例(昭和41年10月条例第45号)を廃止する。

### 1. 主旨

区立厚生会館については、生涯大学をひだまり友遊会館(区立老人会館)から、がやがや館(健康増進・交流施設)に移転し、事務局を市民大学と統合することに併せ、機能見直しの検証を行った。その結果、厚生会館について、一部機能を廃止するとともに、残存機能をひだまり友遊会館に移行し、指定管理期間が終了する平成26年度末に廃止することとした。そのため、世田谷区立厚生会館条例を廃止する条例を平成26年第1回議会定例会に提出する。

また、当面の間、暫定利用としての施設の活用方針をまとめたので報告する。

### 2. これまでの経過

平成25年1月 政策会議「厚生会館の機能移転・見直しについて」

2月 福祉保健常任委員会への報告【参考参照】

2月 厚生会館の機能移転・見直し案に対する区民意見募集の実施

6月 「世田谷区立厚生会館の今後のあり方に関する区民意見募集結果と区の考え方について」公表

### 3. 条例案 別紙の通り

### 4. 施行日 平成27年4月1日

### 5. 区立厚生会館廃止後の暫定利用について

区立厚生会館条例廃止後、施設廃止までの間、以下の機能で施設利用を行う。

#### (1) 研修調査室事務室

区立厚生会館条例廃止後も、研修調査室の移転による施設廃止までの間は、引き続き研修調査室の事務室、研修室等として使用する。研修調査室は組織改正により、政策研究担当が加わることや、27年度の国勢調査に向け事務スペースを拡大する。建物については、研修調査室次長を施設管理者とする。

#### (2) 社会福祉協議会のサロン活動室

これまで厚生会館で行われてきた社会福祉協議会事業のサロン活動については、活動継続が困難になる団体もあるため、当面の間、暫定的に活動室として活用する。

### (3) 認知症在宅生活サポート室

区では、認知症の在宅支援の充実のため、平成31年度より梅ヶ丘病院跡地において認知症在宅生活サポートセンターの開設を予定している。そのため、26年度は庁内に認知症在宅生活サポート室準備担当を設け開設準備をすすめ、27年度から認知症在宅生活サポート関連事業の拡充をはかるため、事務室の拡大が必要となっている。本庁舎内では十分な事務スペースの確保が難しいことから、本庁舎から近く庁内LANが整備されている厚生会館を認知症在宅生活サポート室で利用する。

### 6. 今後のスケジュール

平成26年2月	福祉保健常任委員会報告
平成26年3月	厚生会館条例改正(27年4月に廃止施行)
平成27年3月	区立厚生会館閉館
4月～7月	改修工事
8月	認知症在宅生活サポート室移転
平成27年度	国勢調査

#### 【参考】

25年1月16日政策会議及び2月5日福祉保健常任委員会への報告(抜粋)  
区立厚生会館の機能の移転・見直しについて

場所等	現機能	見直し内容
休養室	個人利用	老人会館で実施する。
婦人集会室	団体利用、講座利用	集会室機能は、老人会館で実施する。
児童室	児童、生徒が読書、卓球等をして過ごす。	近隣に上町児童館があるため、廃止する。
浴室	週2回(火、金曜日)、11時半～16時まで、高齢者が無料で入浴できる。	家庭に浴室が普及したこと、近隣に銭湯があることにより廃止する。また、区施設としてはふじみ荘の利用を進める。
健康相談室	内科医(第4金曜日を除く火、金曜日)、整形外科医(第4金曜日)による健康相談	初めて入浴するときに健康相談を義務付けているため、浴室が廃止することにより廃止する。
機能回復訓練室	理学療法士(木曜日)、作業訓練士(第1、3金曜日)による機能訓練	介護保険制度や介護予防事業により対応できるため、廃止する。
講座	英会話、マジックなど、講座を開催している。	講座内容を精査し、老人会館にて実施する。

厚生会館に併設している機能

世田谷区保護司会事務局、相談室は、老人会館で場所を確保する。